

第1節 海上交通環境の整備

船舶の大型化、高速化、海域利用の多様化、海上交通の複雑化等を踏まえ、船舶の安全かつ円滑な航行、港湾・漁港における安全性を確保するため、航路、港湾、漁港、航路標識等の整備を推進するとともに、海図、水路誌、海潮流データ等の安全に関する情報の充実及びICTを活用した情報提供体制の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節で述べた自然現象に関する施策を講じる。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）において最大限有効に利用できるよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善

を図る。

高齢者、障害者等すべての利用者が安全かつ身体的負担の少ない方法で利用できるよう配慮した旅客船ターミナルの施設の整備を推進する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平16法31）に基づく国際港湾施設の保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに、港湾施設の出入管理の高度化等を進め、港湾における保安対策を強化する。

- 1 交通安全施設等の整備
- 2 ふくそう海域等の安全性の確保
- 3 海上交通に関する情報提供の充実
- 4 高齢社会に対応した旅客船ターミナルの整備

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るためには、海事関係者のみならず、広く国民一人一人の海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため、事故の分析と傾向に基づき、船舶の種類や地域の特性に応じた海難防止講習会、訪船指導、「海の事故ゼロキャ

ンペーン」等を通じて、海難防止思想の普及に努める。

- 1 海難防止思想の普及
- 2 外国船舶に対する情報提供等

第3節 船舶の安全な運航の確保

船舶の安全な運航を確保するため、以下の取組を推進する。

船舶運航上のヒューマンエラーを防止するため、AISの搭載促進、船舶への訪船指導やインターネットを活用した情報提供に取り組む。

船舶の運航管理等に関する運航労務監査の強化を図り、重大事故発生時の再発防止策を徹底するとともに、年末年始の輸送の安全総点検での指導等に取り組む。

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、運輸審議会答申

（平成29年7月）を踏まえて事業者の取組の深化を促進するとともに運輸安全マネジメント評価を充実強化する。

船員、水先人への免許付与・更新、船員教育機関における教育を適切に実施する。

船員災害防止基本計画、船員災害防止実施計画に基づき、高年齢船員や漁船の死亡災害対策など、船員災害の減少に向けた取組を推進する。

我が国に寄港する外国船舶の乗組員の資格要件等に関する監督を推進する。

船舶運航事業者における津波避難マニュアルの作成促進等により、大規模津波発生時における船

船舶の津波防災対策の推進を図る。

災害時のニーズに応じて迅速に船舶を抽出する「船舶マッチングプログラム」の運用改善を図る等、地方公共団体と事業者等が連携して緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を推進する。

- 1 ヒューマンエラーの防止
- 2 船舶の運航管理の充実
- 3 船員の資質の確保
- 4 船員災害防止対策の推進
- 5 水先制度による安全の確保
- 6 外国船舶の監督の推進
- 7 大規模災害への対応の強化

第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図る。

近年、国内だけでなく海外でも旅客フェリーで火災事故が多発しているため、旅客フェリーの火災安全対策に取り組む。

国際海上輸出コンテナに係る事故を防止するため、荷送人等による総重量の確定や船社等への情報の伝達の確実な履行のための対策を推進する。

我が国に入港する外国船舶に対し、1974年の海上における人命の安全のための国際条約等に基づ

く船舶の航行の安全等に関する監督を推進する。

さらに、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。

船舶の安全性を向上させるため、操船支援技術等の船舶・船用機器におけるIoTやビッグデータ解析等を活用した技術の開発を支援するとともに、自動運航船の実用化に向けた実船実証事業等を実施する。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 船舶の検査体制の充実
- 3 外国船舶の監督の推進

第5節 小型船舶の安全対策の充実

漁船、プレジャーボートなどの小型船舶による海難が海難全体の約8割を占めるとともに、その原因の多くがヒューマンエラーであることから、マリンレジャー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めるための取組等を関係機関、民間団体等が連携して推進する。

このため、ヒューマンエラーを防止するため、AISの普及促進等を推進する。また、関係機関や小型船安全協会等の民間安全指導団体と連携の上、地域性や船種別の特徴等を踏まえ、海難防止講習会、訪船指導等を実施し、海難防止思想の普及を図るとともに、小型船舶操縦者の遵守事項等（発航前検査、見張りの実施等）の周知・啓発を推進し、違反者への是正指導を実施する。

さらに、平成30年2月1日から原則としてすべ

ての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用が義務化となったことについて、リーフレットの配布、インターネットの活用など様々な方法で周知を図る。

また、ボートパーク整備等の環境整備を推進する。

- 1 ヒューマンエラーの防止
- 2 遵守事項の周知・啓発
- 3 ライフジャケット着用率の向上
- 4 プレジャーボート等の安全対策の推進
- 5 漁船等の安全対策の推進
- 6 ボートパーク、フィッシャリーナ等の整備

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通の法秩序を維持するため、港内や主要狭水道等船舶交通がふくそうする海域の監視体制の強化及び無資格運航や区域外航行のような海難の発生に結び付くおそれのある事案の指導・取締りを実施する。

また、海上保安庁において、年末年始など海上輸送やマリレジャースポーツが活発化する時期

には、窃盗等の犯罪が発生するおそれがあるほか、テロの対象となる危険性や船内における事故発生の可能性が高くなることから、犯罪・テロ防止の観点から、必要に応じ旅客ターミナル等における警戒を実施するとともに、不審事象を認めた場合や犯罪・事故等が発生した場合には、直ちに海上保安庁に通報するよう指導を徹底する。

第7節 救助・救急活動の充実

海難による死者・行方不明者を減少させるためには、海難情報の早期入手、精度の高い漂流予測、救助勢力の早期投入、搜索救助・救急救命能力の強化等が肝要である。このため、機動性の高い救助体制の充実、救急救命士等による高度な救急救命体制の充実等救助・救急活動の充実を図ると

もに、関係省庁及び民間救助団体と連携した救助・救急活動を実施する。

- 1 海難情報の早期入手体制の強化
- 2 海難救助・救急救命体制の充実・強化

第8節 被害者支援の推進

船舶の事故により、第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、保険契約締結等、被害者保護のための賠償責任保険制度の充実に引き続き取り組む。また、プレジャーボート保険の加入促進を図る。

また、国土交通省公共交通事故被害者支援室に

おいては、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第9節 船舶事故等の原因究明と再発防止

引き続き、船舶事故等の再発防止や被害の軽減に寄与するよう、迅速かつ的確な原因究明調査を行う。さらに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、海上交通の安全に寄与する。また、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果の公表や、個別の事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

また、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術

研究所海上技術安全研究所に設置されている「海難事故解析センター」において、国土交通省海事局等における再発防止対策の立案等への支援を行うため、事故解析に関して高度な専門的分析を行うとともに、重大事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を行う。

第10節 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難原因究明のための総合的な調査研究を推進し、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、海上交通の安全の確保を図る。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所では、安全性と環境性のバラ

ンスに配慮した合理的な構造強度の評価方法の策定に向けた研究開発をはじめとして、先進的な船舶の安全性評価手法の研究開発や、海難事故等の原因究明手法の深度化や、適切な再発防止策の立案に関する研究開発に取り組む。